

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続および変更認定手続にあたり必要となるもの
 旧一般電気事業者による買取(高圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)			接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称
	工事費負担金がある(1円以上)の場合		工事費負担金がない(0円)の場合	
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
北海道	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】</p> <p>①接続契約成立のお知らせ</p> <p>※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>(①の書類が発行されない場合)</p> <p>②電力受給契約書 ③電力受給に関する基本契約書 ④工事費負担金契約書</p> <p>※1 ②または③)+④をもって接続同意 ※2 ④の契約締結日が接続同意日 ※3 接続契約日≠接続同意日 ②の契約締結日と③の契約締結日のいずれか早い日が接続契約日</p> <p>【平成29年4月1日以降の変更認定に伴う接続同意分】</p> <p>①系統連系に係る契約のご案内</p> <p>※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>【令和2年4月1日以降の変更認定に伴う接続同意分】</p> <p><送配電買取時></p> <p>①系統連系に係る契約のご案内</p> <p>※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p><小売買取時></p> <p>②電力受給契約の変更申込みの一部承認(接続に係る規定)等のご案内</p> <p>※1 ②をもって接続同意 ※2 ②の題名下の「接続に係る規定に関する変更申込みの承諾日」が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】</p> <p>①電力受給契約書 ②電力受給に関する基本契約書 ③請求書(工事費負担金見積書でも可)</p> <p>※1 ①または②)+③をもって接続同意 ※2 ③の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日≠接続同意日 ①の契約締結日と②の契約締結日のいずれか早い日が接続契約日</p> <p>【平成29年4月1日以降の変更認定に伴う接続同意分】</p> <p>該当なし</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】</p> <p>①接続契約成立のお知らせ</p> <p>※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>(①の書類が発行されない場合)</p> <p>②電力受給契約書 ③電力受給に関する基本契約書</p> <p>※1 ②または③)をもって接続同意 ※2 ②の契約締結日と③の契約締結日のいずれか早い日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の変更認定に伴う接続同意分】</p> <p>「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している)</p>	<p>・連系契約書 ・詳細工事設計結果のお知らせ</p>
東北	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意】</p> <p>【H27.1.26省令改正前の接続申込受領分】</p> <p>①系統連系承諾書 ②工事費負担金契約書</p> <p>※1 ①+②をもって接続同意 ※2 連系工事に必要な総工事費額が記載された②の締結日をもって接続同意(工事費を分割して支払う場合は、②が複数発行され、最も遅い②の締結日をもって接続同意。) ※3 接続同意日＝接続契約日</p> <p>【H27.1.26省令改正以降の接続申込受領分】</p> <p>①接続契約のご案内</p> <p>※1 ①をもって接続同意 ※2 書類右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続同意日＝接続契約日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意】</p> <p>①系統連系に係る契約のご案内</p> <p>※1 ①をもって接続同意 ※2 ①は、書類中央に記載された接続契約締結日が接続同意日 ※3 接続同意日＝接続契約日</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意】</p> <p>【H27.1.26省令改正前の接続申込受領分】</p> <p>①系統連系承諾書</p> <p>※1 ①をもって接続同意 ※2 書類右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続同意日＝接続契約日</p> <p>【H27.1.26省令改正以降の接続申込受領分】</p> <p>①接続契約のご案内</p> <p>※1 ①をもって接続同意 ※2 書類右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続同意日＝接続契約日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意】</p> <p>「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している)</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意】</p> <p>【H27.1.26省令改正前の接続申込受領分】</p> <p>①系統連系承諾書</p> <p>※1 ①をもって接続同意 ※2 書類右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続同意日＝接続契約日</p> <p>【H27.1.26省令改正以降の接続申込受領分】</p> <p>①接続契約のご案内</p> <p>※1 ①をもって接続同意 ※2 書類右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続同意日＝接続契約日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意】</p> <p>「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している)</p>	<p>「系統連系申込み受付のお知らせ」 「電気供給承諾書」 「電気供給のお知らせ」 「工事費負担金のお知らせ」 「工事費計算内訳書」 「工事内容明細書」 「工事費負担金基本契約書」</p>

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続および変更認定手続にあたり必要となるもの
 旧一般電気事業者による買取(高圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)			
	工事費負担金がある(1円以上)場合			工事費負担金がない(0円)場合
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
中部	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】</p> <p>① ご契約内容のお知らせ ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>② 電力受給契約書(モデル契約書を除く) ※1 ②をもって接続同意 ※2 ②の下方押印欄の左上が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>③ 電力受給契約書(モデル契約書) ※1 ③をもって接続同意 ※2 ③の末尾押印欄の左上が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>④ 再生可能エネルギー電気の出産及び接続等に関する契約書(モデル契約書) ※1 ④をもって接続同意 ※2 ④の末尾押印欄の左上が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>注:上記①～④において、工事費負担金の額が記載されていない場合は、当社窓口までお問い合わせください。</p> <p>【平成29年4月1日から令和2年3月31日までの接続同意分】</p> <p>① 系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>【令和2年4月1日以降の接続同意分】</p> <p><送配電買取時> ①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の題名下の「契約締結日」が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p><小売買取継続時> ①発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾) ②工事費負担金契約書 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日もしくは②の契約締結日のいずれか遅い方が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】</p> <p>① ご契約内容のお知らせ ※工事費負担金について記載なし ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>② 電力受給契約書(モデル契約書を除く) ※工事費負担金について記載なし ※1 ②をもって接続同意 ※2 ②の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>③ 電力受給契約書(モデル契約書) ※工事費負担金について記載なし ※1 ③をもって接続同意 ※2 ③の末尾押印欄の左上が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日から令和2年3月31日までの接続同意分】</p> <p>① 系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①内項目「接続契約締結日」＝接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>【令和2年4月1日以降の接続同意分】</p> <p><送配電買取時> ①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の題名下の「契約締結日」が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p><小売買取継続時> ①発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾) ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p>	<p>①契約申込みに対する回答書(高圧版) ②系統連系契約書 ③ご契約内容のお知らせ ④請求書 ⑤払込取扱票(振込通知票) ※③については、「電気需給契約」および「系統連系契約」においても「ご契約内容のお知らせ」(接続契約の締結を証明する書類と同名称)を発行する場合がある。</p>	

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続および変更認定手続にあたり必要となるもの
 旧一般電気事業者による買取(高圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)			接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称
	工事費負担金がある(1円以上)の場合			
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合	工事費負担金がない(0円)場合	
北陸	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱(以下、要綱という)対象(太陽光): ①「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱(高圧・特別高圧)」の契約確認書 ※1 ①をもって接続同意 ※2 「契約成立日」欄に記載の日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>要綱対象外(太陽光で要綱の適用を希望されない場合+太陽光以外): ①再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書 (注) または ②電力受給契約書 ③工事費負担金契約書 ※1 ①または「②+③」をもって接続同意 ※2 ①または「②、③」の書類の最下段の締結日が接続同意日(後者の場合、締結日のうちいずれか遅い方の日が接続同意日) ※3 接続契約日=接続同意日 注:①で工事費負担金額の記載がない場合、①の扱いは②の扱いに準ずる(①+③をもって接続同意)</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 ①系統運系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「契約成立日」欄の日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 要綱対象(太陽光): すべての契約確認書に工事費負担金額を記載しているため、該当なし。</p> <p>要綱対象外(太陽光で要綱の適用を希望されない場合+太陽光以外): ①再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書 または ②電力受給契約書 ③請求書(書面の名称が異なる場合有) ※1 「①または②」+③をもって接続同意 ※2 「①または②」の書類の最下段の締結日、③の書類の最上段の発行日のうちいずれか遅い方の日が接続同意日 ※3 ①を締結する場合: 接続契約日≠接続同意日(①の締結日が接続契約日) ②を締結する場合:接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 該当なし</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 要綱対象(太陽光): ①「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱(高圧・特別高圧)」の契約確認書 ※1 ①をもって接続同意 ※2 「契約成立日」欄に記載の日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>要綱対象外(太陽光で要綱の適用を希望されない場合+太陽光以外): ①再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書 または ②電力受給契約書 ※1 ①または②をもって接続同意 ※2 ①または②の書類の最下段の締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 ①系統運系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「契約成立日」欄の日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	・運系に関する契約書

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続および変更認定手続に当たり必要となるもの
 旧一般電気事業者による買取(高圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)			接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称
	工事費負担金がある(1円以上)の場合		工事費負担金がない(0円)の場合	
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
関西	<p>【小売買取時】 [~H27.2.14申込分] <工事費負担金契約書を締結していない場合> ①発電設備の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について ②系統連系申込みに対する回答について ③モデル契約書 ※1 ①または②で接続同意 ただし、モデル契約書を締結している場合は、 「①または②」+「③」で接続同意 ※2 ①または②の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p><工事費負担金契約書を締結している場合> ①発電設備の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について ②系統連系申込みに対する回答について ③工事費負担金契約書 ④モデル契約書 ※1 「①または②」+「③」で接続同意 ただし、モデル契約書を締結している場合は、 「①または②」+「③」+「④」で接続同意 ※2 ③の最下段の日が接続同意日 ※3 接続契約日≠接続同意日 接続契約日は、①または②の右肩の発行日</p> <p>[H27.2.15~R2.3.31] ①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「3. 系統連系に係る契約の成立について」に 記載された日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>[R2.4.1~連系承諾分] ①発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾) ②工事費負担金契約書 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①、②の書類右肩発行日および契約締結日のうち、いずれか遅い方がが 接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【送配電買取時】 ①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「3. 系統連系に係る契約の成立について」に 記載された日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【小売買取時】 [R2.4.1~連系承諾分] ①発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾) ②工事費負担金のご請求について ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①=②の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【送配電買取時】 -</p>	<p>【小売買取時】 [~H27.2.14申込分] ①発電設備の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について ②系統連系申込みに対する回答について ③モデル契約書 ※1 ①または②で接続同意 ただし、モデル契約書を締結している場合は、 「①または②」+「③」で接続同意 ※2 ①または②の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>[H27.2.15~R2.3.31] ①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「3. 系統連系に係る契約の成立について」に 記載された日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>[R2.4.1~連系承諾分] ①発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾) ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【送配電買取時】 「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類 に0円と記載している)</p>	<p>【小売買取時】 <工事費負担金請求にかかる書面> ご請求のお知らせ 工事費負担金のご請求について</p> <p><接続検討等にかかる書面> 発電設備の当社電力系統への連系の接続検討に対する回答について 「接続検討申込み」に対する回答について 接続検討申込みに対する回答について 発電設備の当社電力系統への連系のご照会に対する回答について</p> <p>【送配電買取】 <工事費負担金請求にかかる書面> ご請求のお知らせ 工事費負担金のご請求について</p> <p><接続検討等にかかる書面> 発電設備の当社電力系統への連系の接続検討に対する回答について 「接続検討申込み」に対する回答について 接続検討申込みに対する回答について 発電設備の当社電力系統への連系のご照会に対する回答について</p>

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続および変更認定手続にあたり必要となるもの
 旧一般電気事業者による買取(高圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)		接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称	
	工事費負担金がある(1円以上)場合			
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
中国	<p>【平成29年3月31日の接続同意分】 [H27年1月26日省令改正前の接続申込受領分] (H25年12月31日以前承諾分) ①「発電設備系統連系承諾書」 ②「工事費負担金契約書」 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ②の最下段の締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 (H26年1月1日以降承諾分) ①「発電設備系統連系承諾書」 ②「工事費負担金契約書」 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ②の最下段の締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 [H27年1月26日省令改正以降の接続申込受領分] (H28年1月7日以前承諾分) ①「系統連系に係る接続契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「4. 系統連系に係る契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 (H28年1月8日以降承諾分) ①「系統連系に係る接続契約および電力受給契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「4. 系統連系に係る接続契約および電力受給契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 【H29年4月1日以降の接続同意分】 [令和2年3月31日までの申し込み分] ①「系統連系に係る契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「1. ①契約締結日」に記載の日付が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 [令和2年4月1日以降の申し込み分] <小売買取時> ①発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾) ②工事費負担金契約書 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日もしくは②の契約締結日のいずれか遅い方が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 <送配買取時(離島を含む)> ①「系統連系に係る契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「1. ①契約締結日」に記載の日付が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【平成29年3月31日の接続同意分】 [H27年1月26日省令改正前の接続申込受領分] (H25年12月31日以前承諾分) ①「発電設備系統連系承諾書」 ②「工事費負担金契約書」 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ②の最下段の締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 (H26年1月1日以降承諾分) ①「発電設備系統連系承諾書」 ②「工事費負担金契約書」 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ②の最下段の締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 [H27年1月26日省令改正以降の接続申込受領分] (H28年1月7日以前承諾分) ①「系統連系に係る接続契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「4. 系統連系に係る契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 (H28年1月8日以降承諾分) ①「系統連系に係る接続契約および電力受給契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「4. 系統連系に係る接続契約および電力受給契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 【H29年4月1日以降の接続同意分】 [令和2年3月31日までの申し込み分] ①「系統連系に係る契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「1. ①契約締結日」に記載の日付が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 [令和2年4月1日以降の申し込み分] <小売買取時> ①発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾) ②工事費負担金契約書 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日もしくは②の契約締結日のいずれか遅い方が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 <送配買取時(離島を含む)> ①「系統連系に係る契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「1. ①契約締結日」に記載の日付が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【平成29年3月31日の接続同意分】 [H27年1月26日省令改正前の接続申込受領分] (H25年12月31日以前承諾分) ①「発電設備系統連系承諾書」 ②「工事費負担金契約書」 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ②の最下段の締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 (H26年1月1日以降承諾分) ①「発電設備系統連系承諾書」 ②「工事費負担金契約書」 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ②の最下段の締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 [H27年1月26日省令改正以降の接続申込受領分] (H28年1月7日以前承諾分) ①「系統連系に係る接続契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「4. 系統連系に係る契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 (H28年1月8日以降承諾分) ①「系統連系に係る接続契約および電力受給契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「4. 系統連系に係る接続契約および電力受給契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 【H29年4月1日以降の接続同意分】 [令和2年3月31日までの申し込み分] ①「系統連系に係る契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「1. ①契約締結日」に記載の日付が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 [令和2年4月1日以降の申し込み分] <小売買取時> ①発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾) ②工事費負担金契約書 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日もしくは②の契約締結日のいずれか遅い方が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 <送配買取時(離島を含む)> ①「系統連系に係る契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「1. ①契約締結日」に記載の日付が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>・当社電力系統への発電設備の連系承認について ・請求書 ・契約(連系)申込み受領書</p>
四国	<p>【平成29年3月31日までの接続同意分】 <平成27年1月25日までの接続契約分> ※当社窓口までお問い合わせください。 <平成27年1月26日以降の接続契約分> ①「系統連系に係る契約締結のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「3. 系統連系に係る契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 【平成29年4月1日以降の接続同意分】 ①「系統連系に係る契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「3. 系統連系に係る契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 <平成27年1月25日までの接続契約分> ※当社窓口までお問い合わせください。 <平成27年1月26日以降の接続契約分> 「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に工事費負担金がない旨を記載している) 【平成29年4月1日以降の接続同意分】 「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に工事費負担金がない旨を記載している)</p>	<p>・当社電力系統への発電設備の連系承認について ・請求書 ・契約(連系)申込み受領書</p>	

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続および変更認定手続にあたり必要となるもの
 旧一般電気事業者による買取(高圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)			接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称
	工事費負担金がある(1円以上)場合		工事費負担金がない(0円)場合	
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
九州	<p>①工事費負担金契約書 ②系統連系に係る契約のご案内 ※1 「①Jor②」をもって接続同意 ※2 「①の最下段の契約締結日Jor②の”4.系統連系に係る契約の成立について”に記載の日付」が接続同意日 ①及び②が発行されている場合は、②の発行日が接続同意日。 ※3 接続契約日＝接続同意日</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 ①系統連系承諾通知書 ②工事費負担金届次書 ※1 「①+②」をもって接続同意 ※2 「②のみしかない場合は、当社窓口へお問い合わせください。」 ※2 「②の右肩の発行日」が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 -</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 ①系統連系承諾通知書 ②系統連系に係る契約のご案内 ※1 「①Jor②」をもって接続同意 ※2 「①の右肩の発行日Jor②の”4.系統連系に係る契約の成立について”に記載の日付」が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している)</p>	<p>・太陽光発電からの電力受給契約のご案内 ・接続検討申込みに対する回答について ・事業用太陽光発電連系契約申込に対する検討結果について</p>
沖縄	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 (連系承諾書類と負担金契約書類が分かれている) ①自家用発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について ②工事費負担金のお知らせ ③工事費負担金契約書 ※1 ①+②または③をもって接続同意。 ※2 接続契約日と接続同意日は進える場合がある。 その場合、②の右肩の発行日または③の最下段の契約締結日が接続同意日。 また、②および③の双方が発行されている場合、日付の遅い方が接続同意日。 ※3 接続契約日と接続同意日は進える場合がある。 その場合、①の右肩の発行日が接続契約日。</p> <p>(連系承諾と負担金契約の双方をお知らせに掲載) ①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意。 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日。 ※3 接続契約日＝接続同意日。</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 ①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意。 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日。 ※3 接続契約日＝接続同意日。</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 ①自家用発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について ②運込依頼票 ③届次書 ※1 ①+②または③をもって接続同意。 ※2 接続契約日と接続同意日は進える場合がある。 その場合、③の右肩の発行日が接続同意日。②は日付が付されていない可能性があるため、日付が確認できない場合は当社窓口への確認が必要となる。 ※3 接続契約日と接続同意日は進える場合がある。 その場合、①の右肩の発行日が接続契約日。</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 ※当該ケースなし。 「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に工事費負担金の額を記載している)</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 ①自家用発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について ②系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①または②をもって接続同意。 ※2 ①または②の右肩の発行日が接続同意日。 ※3 接続契約日＝接続同意日。</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している)</p>	<p>①「工事費負担金のお知らせ」 ②「工事費負担金契約書」 ③「振込依頼票」 ④「請求書」 ⑤「自家用発電設備等の当社電力系統への連系のご照会に対する回答について」 ※①～④について、単体では接続の同意を証明する条件を充足しない。 ※⑤について、書類名が接続の同意を証明する書類「自家用発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について」と類似。</p>

※契約内容の変更があった場合は上記一覧表に記載の書類と異なる場合があります。
 ※北海道電力株式会社の記載について、接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称に「詳細工事設計結果のお知らせ」の書類を追記しました。(平成31年1月29日)
 ※中部電力株式会社の記載について、工事費負担金の額を契約書類に記載している場合の【平成29年3月31日以前の接続同意分】の書類を追記しました。(平成31年1月29日)
 ※九州電力株式会社の記載について、工事費負担金の額を契約書類に記載している場合および工事費負担金がない(0円)場合の②系統連系に係る契約のご案内における接続同意日の記載箇所を見直しました。(平成31年1月29日)
 ※北海道電力株式会社の記載について、工事費負担金の額を契約書類に記載している場合の【令和2年4月1日以降の接続同意分】を追記いたしました。(令和2年5月12日)
 ※中部電力株式会社の記載について、工事費負担金の額を契約書類に記載している場合および工事費負担金がない(0円)場合の【令和2年4月1日以降の接続同意分】における接続同意書類を追記しました。(令和2年5月12日)
 ※関西電力株式会社の記載について、工事費負担金がある(1円以上)場合および工事費負担金がない(0円)場合における接続同意書類【R2.4.1～連系承諾分】を追記しました。(令和2年5月12日)
 ※中国電力株式会社の記載について、工事費負担金の額を契約書類に記載している場合および工事費負担金がない(0円)場合の【令和2年4月1日以降の申込み分】における接続同意書類を追記しました。(令和2年5月12日)